



鳥取県公報

平成 24 年 10 月 30 日(火)
第 8 4 4 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	救急病院の認定 (727) (医療政策課) 2
	保安林の指定予定 (728) (森林・林業総室) 2
	公共測量の終了 (729) (技術企画課) 2
	県道の区域の変更 (730) (道路企画課) 3
	県道の供用の開始 (731) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (732) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (733) (〃) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (734) (〃) 4
	開発行為に関する工事の完了 (735) (西部総合事務所生活環境局) 4
◇ 教委告示	臨時教育委員会の招集 (20) (教育総務課) 5
◇ 内水面漁 管委告示	ブラックバス等の再放流の禁止に関する指示 (7) 5
◇ 公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (2件) (技術企画課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 7
	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 10
	落札者の決定 (〃) 12

告 示

鳥取県告示第727号

次の医療機関を平成24年10月21日付けで救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院と認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	認定の有効期限
藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	平成27年10月20日

鳥取県告示第728号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字大内字草木1110の2
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第729号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 作業種類 公共測量「鳥取市都市計画図（数値地図2,500）修正業務」

- 2 作業地域 鳥取市全域
3 終了年月日 平成24年 9 月 28 日

鳥取県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年10月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子広瀬線	変更前	米子市末広町292地先から同市大谷町76-15地先まで	19.6~56.5	533.0
		米子市大谷町56-13地先から同市目久美町225-1地先まで	6.5~22.3	347.0
	変更後	米子市末広町292地先から同市大谷町76-15地先まで	19.6~66.6	527.0
米子環状線	変更前	米子市陰田町314-4地先から同市大谷町75-1地先まで	7.1~76.8	787.0
		米子市大谷町76-6地先から同市目久美町239-1地先まで	14.1~21.3	199.0
	変更後	米子市陰田町314-4地先から同市大谷町75-1地先まで	7.1~84.1	786.0

鳥取県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年10月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子広瀬線	米子市末広町292地先から同市大谷町76-15地先まで	平成24年10月30日
米子環状線	米子市陰田町314-4地先から同市大谷町75-1地先まで	〃

鳥取県告示第732号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの

で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月30日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社リライフ	R e a f	鳥取市湖山町東四丁目61	平成24年10月19日	訪問看護

鳥取県告示第733号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月30日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社True	居宅介護支援事業所はあとふる	鳥取市湖山町東四丁目116	平成24年10月21日

鳥取県告示第734号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月30日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社リライフ	R e a f	鳥取市湖山町東四丁目61	平成24年10月19日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第735号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成24年10月30日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成24年8月1日 鳥取県指令第201200072561号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市芝町字兵田地
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市芝町354

古 徳 真

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第20号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成24年10月30日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成24年10月31日（水）午後2時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針（平成25年度～平成30年度）について
 - (2) その他

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）及びブルーギル（以下これらを「ブラックバス等」という。）の再放流について次のとおり指示する。

平成24年10月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

- 1 指示内容
県内の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においてブラックバス等を採捕した者は、これを採捕した水面に再び放してはならない。ただし、鳥取県内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。
- 2 指示開始の日
平成24年11月1日

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成24年10月30日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
鳥取県
- 2 事業の種類
二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事（鳥取県鳥取市福部町細川地内から同市福部町海土地内まで）並びにこれに伴う国道、県道及び市道の付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成24年10月15日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市福部町細川字上屋敷	362-3	畑	宅地	148	112.22	88.97	横山久廣	鳥取市福部町細川344	なし	なし
	363-3	雑種地	宅地	99	86.97	86.97				
	363-7	宅地	宅地	59.70	83.82	83.82				

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成24年10月30日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
鳥取県
- 2 事業の種類
二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事（鳥取県鳥取市福部町細川地内から同市福部町海土地内まで）並びにこれに伴う国道、県道及び市道の付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成24年10月15日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					

鳥取市福部 町細川字上 屋敷	363-11	宅地	宅地	145.71	93.37	93.37	別記の とおり	別記の とおり	なし	なし
	363-12	宅地	宅地	32.85	262.97	262.97				

別記

土地所有者不明

ただし、土地登記名義人（亡）横山荘一の相続人は、次のとおり

藤井 幸枝	鳥取市青谷町亀尻324-1 市住18号	(持分不明)
高橋 小百合	島根県松江市白瀧本町13-10	(持分不明)
太田 康夫	埼玉県戸田市美女木八丁目5-16	(持分不明)
太田 宜男	島根県松江市東持田町208-77	(持分不明)
横山 久廣	鳥取市福部町細川344	(持分不明)
横山 忠幸	鳥取市福部町細川16-11	(持分不明)

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

全身用マルチスライスCTスキャナシステム 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年1月31日（木）正午

(4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法等

入札書には、(1)に掲げる物品の調達に必要な金額を記載すること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資

格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年11月22日（木）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。
- (5) 平成24年10月30日（火）から同年12月10日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 平成24年10月30日（火）から同年12月10日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271（内線2209）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成24年10月30日（火）から同年11月13日（火）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成24年10月30日（火）から同年11月13日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年12月10日（月）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。）

イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年11月27日(火)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) X-Ray CT system Covering whole body, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 27 November, 2012

(3) Date and Time for the submission of tenders : 11:00 AM 10 December, 2012

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 10 December, 2012

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori

Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ファイルサーバ賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品の納入期限

平成25年3月15日（金）

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ 借入物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの代表者である者として、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類又はその他の賃貸のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年11月22日（木）午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ この公告に示した物品を 1 の(4)のアの期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

エ 平成24年10月30日(火)から同年12月11日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

カ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

(2) 第三者賃貸者方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうち、代表者となる者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及び情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が事務用機器のパソコン類又はその他の賃貸のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年11月22日(木)午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 2者のうちの1者が、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

エ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成24年10月30日(火)から同年11月13日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年12月11日(火)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月10日(月)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎 2 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4 の(1)の場所に平成24年11月27日（火）午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に60月を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県指紋情報管理システム賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成24年10月17日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 日本電気株式会社鳥取支店
鳥取県鳥取市扇町7 |
| 5 落 札 金 額 | 月額3,948,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成24年9月7日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |